

身体拘束等の最小化へ向けた取組み

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、患者や利用者の自由を制限するものであり、尊厳ある生活を阻むものである。当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等廃止に向けた意識を持ち、緊急・やむを得ない場合を除き身体拘束をしない診療・看護・リハビリなどケアの提供に努める。

2. 基本方針

1) 身体拘束等の原則禁止

2) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合、三要素の厳守

- (1) 切迫性: 患者本人または他の患者などの生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- (2) 代替性: 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- (3) 一時性: 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

3. 身体拘束等適正化のための組織体制

1) 身体拘束適正化推進委員会の設置

- (1) 月1回の定期開催
- (2) 身体拘束率等のデータ収集・分析・評価・共有
- (3) 委員会メンバーによる病棟ラウンド
- (4) 身体拘束等適正化の検証

4. 身体拘束等適正化のための職員教育

- 1) 現任職員に対する定期的な研修(年2回)
- 2) 新入職員に対する研修

5. 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

1)カンファレンスの実施

- (1)三要素の確認・検討
- (2)具体的な拘束方法の検討
- (3)拘束解除へ向けた方法の検討

2)患者本人、家族への説明と同意

身体拘束等の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、同意を得たうえで実施する。

3)拘束中の観察と記録、解除へ向けた検討

- (1)拘束による弊害がないか、概ね2時間毎に観察
- (2)拘束の早期解除へ向けたカンファレンスを毎日実施

4)拘束解除

身体拘束の継続が必要なくなった場合、速やかに拘束を解除する

2024年4月1日作成

2026年4月1日改訂

医療法人 喜望会 谷向病院

谷向病院における身体拘束等の実施状況

R8年度 身体拘束率(%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5階一般	26.9	14.0	15.1	12.3	15.6	11.7						
5階結核	1.4	0.0	0.0	0.0	5.5	4.3						
4階	13.6	7.6	6.6	2.1	1.7	0.1						
3階	12.2	8.7	12.0	8.6	9.0	5.4						
全体	13.8	8.1	9.1	6.1	7.5	4.8						